

経営戦略計画

(令和7年度～11年度)

令和7年 3月

公益財団法人 名古屋市中小企業共済会

経営戦略計画（令和7年度～11年度）

目 次

I	はじめに	
1	公益財団法人名古屋市中企業共済会の沿革	1
2	経営理念	1
3	共済会の事業概要	1
II	経営戦略計画の策定	
1	中長期計画の変遷	2
2	経営戦略計画（令和7年度から令和11年度）策定の趣旨	2
3	計画期間	2
III	現状と課題	
1	中小企業を取り巻く状況と共済会事業	3
2	退職金共済事業の特長	4
3	退職金共済事業の現状と課題	4
4	福利厚生事業の特長	7
5	福利厚生事業の現状と課題	7
IV	経営戦略計画（令和7年度～令和11年度）	
1	経営（取組み）方針	10
2	経営（取組み）目標	10
	（1）退職金共済事業の年間掛金額の維持及び新規加入の促進	10
	（2）福利厚生事業の会員数の増加及び加入満足度の維持	12
	（3）DXによる業務改革とサービス・認知度の向上	14
	（4）職員の能力向上と業務の効率化	15
V	進捗管理	16
●	参考資料	17

公益財団法人 名古屋市中小企業共済会 経営戦略計画（令和7年度～11年度）

I はじめに

1 公益財団法人名古屋市中小企業共済会の沿革

公益財団法人名古屋市中小企業共済会（以下「共済会」といいます。）は、名古屋市内の中小企業に働く従業員の退職後の生活安定のために必要な「退職金共済事業」を実施することを目的に、昭和50年9月29日に名古屋市の全額出捐により「財団法人名古屋市中小企業従業員退職金共済会」として設立され、国の承認を受けて所得税法施行令第73条第1項に基づく特定退職金共済事業を開始しました。

これに先立ち、市内の中小企業従業員の福利厚生の充実を図るための「福利厚生事業」を実施することを目的に、昭和45年11月27日に名古屋市の全額出捐により「財団法人名古屋市中小企業福利協会」が設立されました。昭和55年11月1日に、「退職金共済事業」と「福利厚生事業」の総合的、効率的な運営を図るため、両団体を統合し、「財団法人名古屋市中小企業共済会」となりました。

さらに、平成24年4月1日に愛知県知事の認定を受けて公益財団法人へ移行したことにより、名称を「公益財団法人名古屋市中小企業共済会」に変更し、現在に至っています。

2 経営理念

共済会は、「名古屋市内に主たる事業所を有する中小企業者による退職金共済制度及び福利厚生制度を確立することで、中小企業者の雇用する従業員の福祉の増進と企業の振興に寄与する。」ことを経営理念としています。

3 共済会の事業概要

共済会では、退職金共済事業と福利厚生事業の2つの事業を実施しています。

退職金共済事業は、名古屋市内の中小企業で働く従業員の将来の生活安定のために必要であるとして昭和50年12月から、福利厚生事業は、名古屋市内の中小企業で働く従業員等の福利厚生 of 充実を図ることを目的として昭和46年2月から、それぞれ開始されたものです。

また、名古屋市が市内の中小企業の振興を総合的に推進するために制定した「名古屋市中小企業振興基本条例」（平成25年4月1日施行）においても、「市は、中小企業者の人材の確保及び育成、事業の承継並びに従業員の仕事と生活の調和を促進するため、（中略）必要な施策を講ずるものとする。」と定められており、共済会の両事業は、その趣旨の実現に必要な事業の一つとして実施しているものです。

Ⅱ 経営戦略計画の策定

1 中長期経営計画の変遷

共済会は、健全で安定した経営を図るため次のような中長期計画を策定し、その計画に基づき、着実な事業運営に努めています。

経営改善計画

平成15年度～平成17年度（3か年）

平成18年度～平成22年度（5か年）

経営戦略計画

平成23年度～平成25年度（3か年）

平成26年度～平成28年度（3か年）

平成29年度～令和元年度（3か年）

令和2年度～令和6年度（5か年）

2 経営戦略計画（令和7年度から令和11年度）策定の趣旨

共済会が自主・自律的かつ持続可能な団体として事業運営を行うために策定した先の5か年の計画（令和2年度～令和6年度）が令和6年度に終了します。そこで、引き続き安定した経営が必要であるという観点のもと、新たに令和7年度を起点とした5か年の計画を策定し、名古屋市内の中小企業に働く従業員の福祉の増進と企業の振興に寄与する共済会の事業を着実に実施します。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年

Ⅲ 現状と課題

1 中小企業を取り巻く状況と共済会事業

令和6年度に名古屋市が策定した「名古屋市総合計画2028」によると、名古屋市の人口構造は年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口が増加すると推計されています。近年全国的に労働力不足の状況が続いており、名古屋市の中小企業においても労働力の確保といった課題は当面、続くことが想定されます。

また、世界的規模で感染拡大した新型コロナウイルスが及ぼした急激な社会構造の変化は、我が国のデジタル化の遅れを顕在化させましたが、特に資金力や労働力ともに限りのある中小企業においては、その遅れが顕著であると指摘されています。

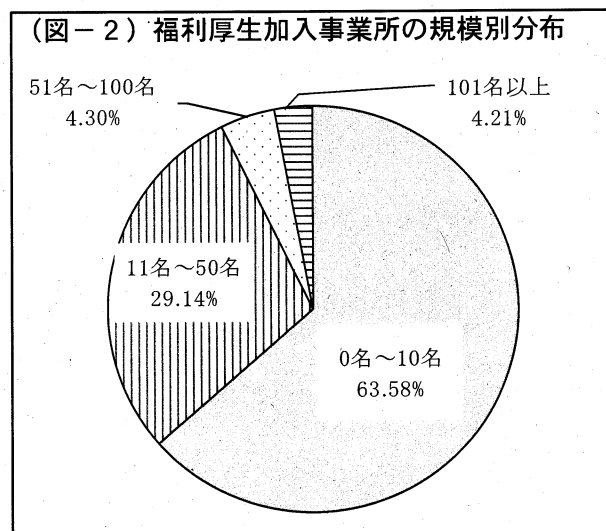
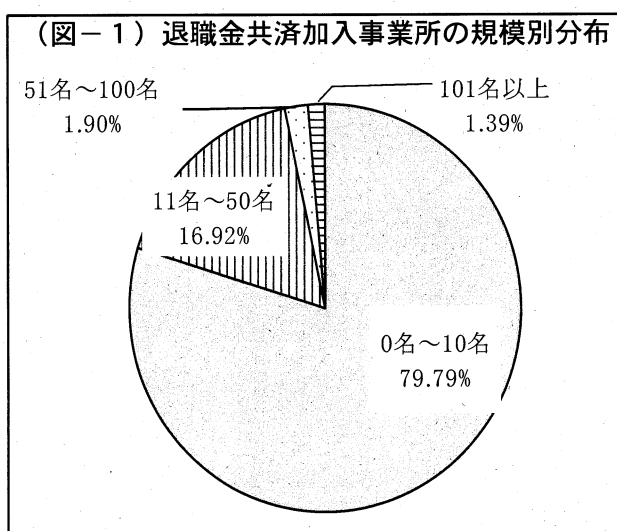
中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。本市の経済の根幹を支え、市民の雇用や暮らしを支えるという中小企業の果たすべき役割は、ますます重要なものとなっており、中小企業はデジタル化の推進や経営環境の変化に柔軟に対応し、競争力を維持強化していくことが求められています。

とりわけ、共済会に加入している企業は、両事業ともに従業員数が10人以下の事業所が多く、このような中小零細企業にとっては今後もその競争力の源泉となる優秀な人材を確保し、その定着を促していくことが大切です。(図-1・2)

そのため、共済会においては従業員の確保や定着に効果のある「退職金共済事業」及び「福利厚生事業」両事業のより一層の充実と認知度の向上に努めることが重要です。

また、現状では、こうした課題を抱える中小企業と同様に共済会業務のデジタル化が進んでいないことは否めず、共済会事業の総合的な業務改革となるDXの推進が喫緊の課題であると捉えています。

さらに、令和7年4月改正の公益法人制度改革に的確に対応するとともに、今後も本事業は名古屋市の中小企業振興施策の一つであるとの位置づけのもと、必要な対応を市と協力しながら将来にわたり安定的に継続していくことが必要であると考えています。



2 退職金共済事業の特長

共済会の退職金共済事業に加入している従業員の平均勤続年数は、令和5年度末現在で14年6か月となっており、愛知県内の中小企業の従業員（従業員規模10人から99人）の平均である10年10か月と比較して3年8か月長くなっています。このことから、これまでと同様に当事業が従業員の安定的な確保や定着に寄与していると言えます。

退職金共済事業は、事業主が掛金を全額負担し、従業員の退職の際には共済会から従業員に直接退職金が支給されるもので、事業主は掛金の全額を損金または必要経費に算入することができます（法人税法施行令第135条第1項第1号・所得税法施行令第64条第2項）。また、従業員が退職時に受け取る退職金は、他の所得と分離して課税されるうえ、所得控除が大きい退職所得で受け取ることができるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています（所得税法施行令第72条第3号第1号）。

毎月の掛金額は最低1,000円から掛けられ、上限の30,000円まで100円単位で設定できるため無理なく細やかな掛金設定ができることや、業績の悪化により掛金納付が一時的に困難な場合にも積立ての「中断」ができるなど、中小零細企業が無理なく長期間継続して加入し続けられる事業内容となっています。

また、従業員の積立状況について、掛金の変更や異動があった場合は、その都度変更後の掛金額や退職準備金額をお知らせするとともに、変更がない場合でも3か月に1度、定期的にお知らせしています。

加えて、名古屋市の補助金等があることにより、掛金は全て退職金の支払い原資に積み立てることができるため、加入期間が1年以上あれば掛金相当額以上の給付を行っています。

このような特長に関しては、契約企業に対して令和6年度に行ったアンケート調査によると、加入していて利点とを感じる項目として、「掛金が全額非課税になる」、「計画的、確実に積立てができる」、「従業員ごとの金額が確認でき、管理が簡単」の順に高い評価をいただきました。

3 退職金共済事業の現状と課題

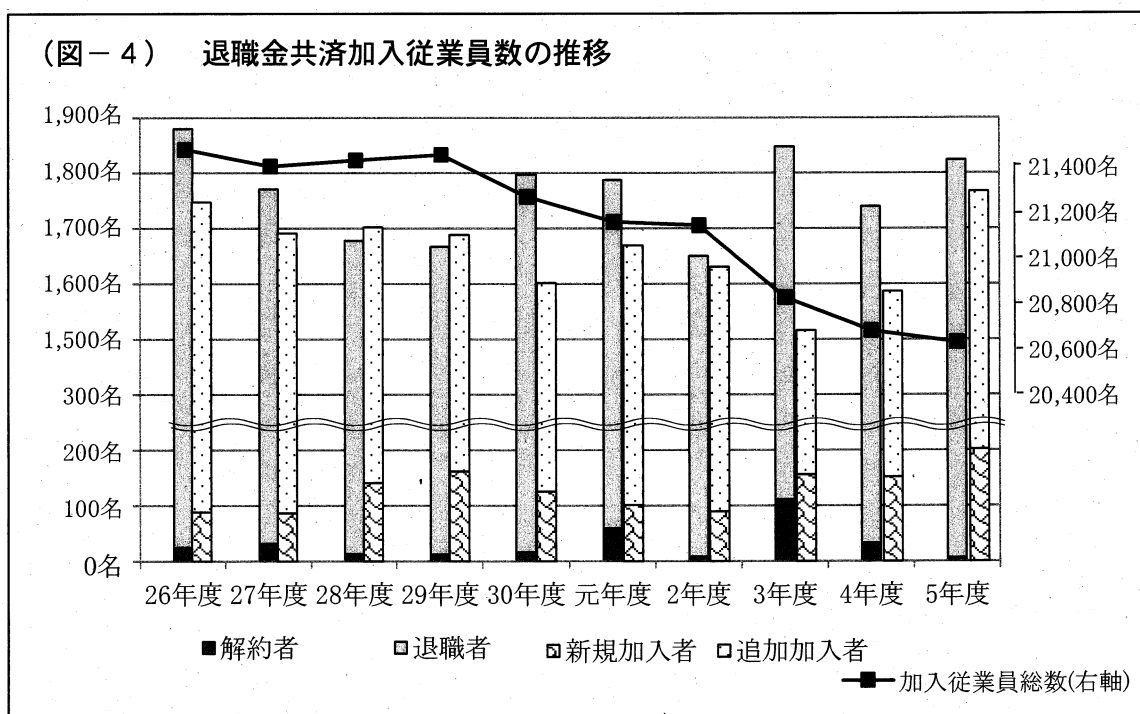
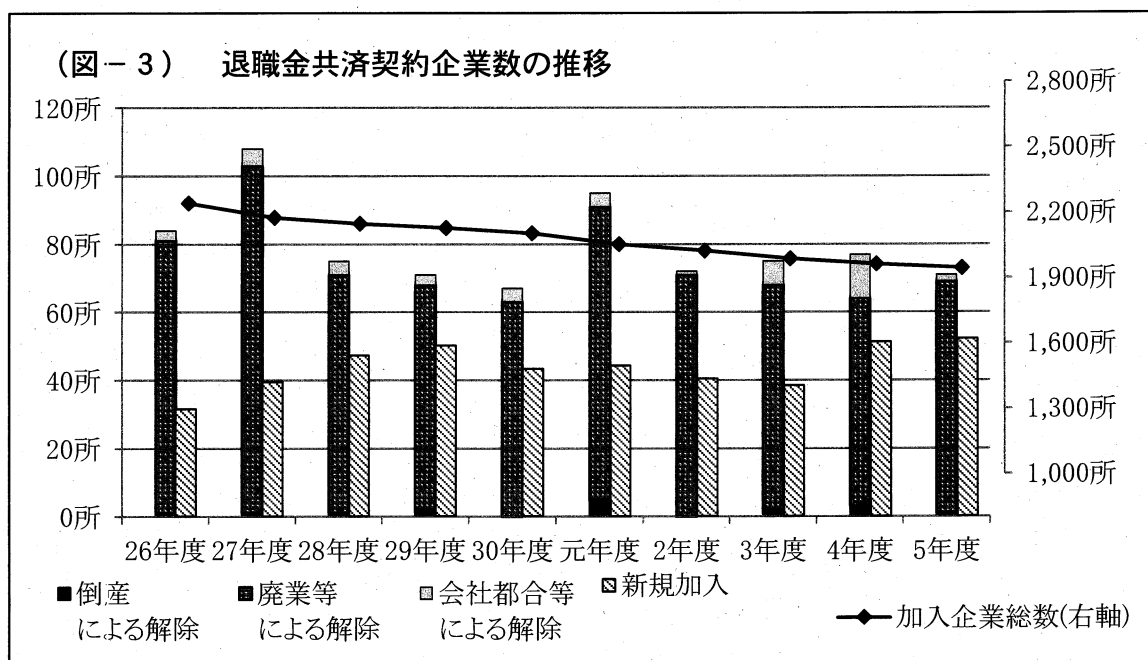
加入状況の推移をみますと、契約企業数及び加入従業員数ともに減少傾向が続いています。

契約企業数については、新規加入は、近年50社を超え増加傾向にありますが、廃業や事業の縮小などで加入させる従業員がいなくなったこと等により契約解除とな

る企業数が、新規加入企業数を上回っていることから減少しています。

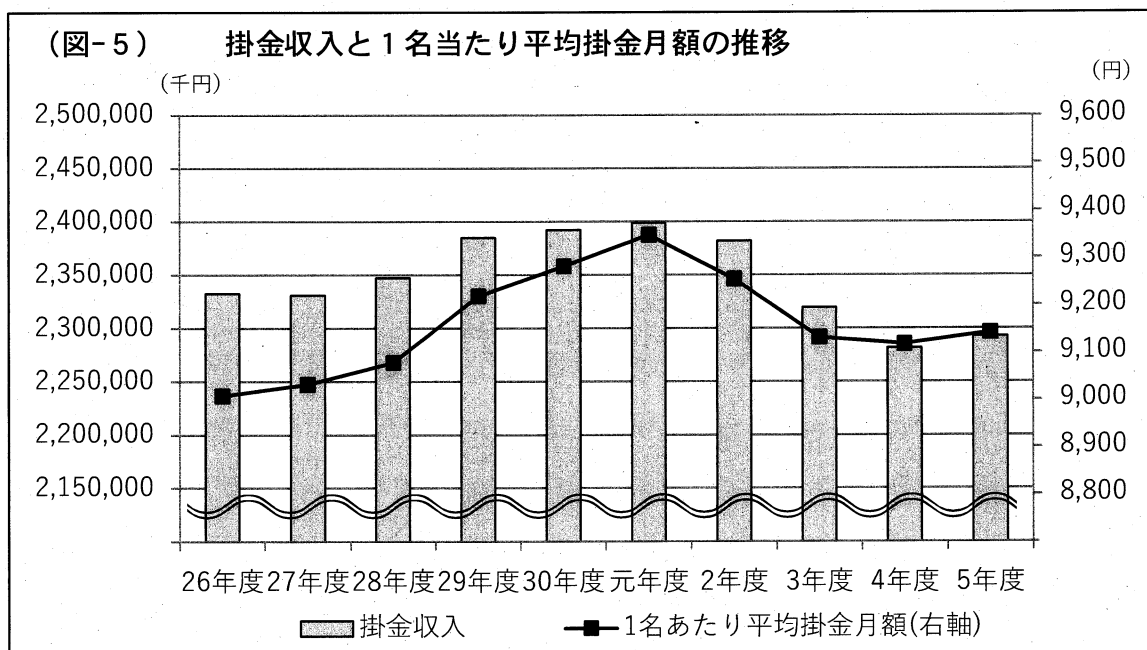
加入従業員数については、新規加入者が近年増加しているものの、既加入事業所における退職者に対する追加加入者の割合、いわゆる補充率が100%に満たない状況が平成30年度以降、常態化していることにより、減少傾向が続いています。

(図-3・4)



今後も中小企業では引き続き人材確保が課題となることが想定されるのみならず、経営者の高齢化とともに後継者不足による廃業といった事業承継問題も抱えており、契約企業数や加入従業員数の減少傾向は一定程度続くと思われることから、新規加入者の確保に向けて、未だ退職金制度のない中小零細企業への制度導入の働きかけや、共済会の退職金事業の一層の周知が必要です。

一方、掛金収入については、令和2年度・3年度の新型コロナウイルスの感染拡大の影響等もあり大きく減少したものの、加入従業員一人当たりの掛金月額が令和4年度から上昇に向かっていていることから、回復傾向にあります。共済会としては、引き続き賃金の上昇等にあわせ、これに見合った退職金額となるよう設定掛金額の増額を働きかけていく必要があります。(図-5)



4 福利厚生事業の特長

共済会の福利厚生事業に加入している従業員の平均勤続年数は、令和5年度末現在で14年9か月となっており、愛知県内の中小企業の従業員（従業員規模10人から99人）の平均である10年10か月と比較して3年11か月長くなっています。退職金共済事業とともに、当事業がこれまでと同様に従業員の安定的な確保や定着に寄与していると言えます。

福利厚生事業は、従業員1人につき月額800円の会費で、永年勤続報奨金や、ライフスタイルに合わせた結婚祝金などの慶弔給付金を始め、中小企業単独では実施が困難な福利厚生メニューを、スケールメリットを活かして提供しています。

具体的には、テーマパーク等のレジャー施設や映画・コンサート・美術展・宿泊施設等の割引あっせん、生活用品等の割引購入のあっせん、人間ドックやインフルエンザ予防接種の受診補助、生活資金や住宅資金の利子補給、永年勤続優良社員の表彰などを行っています。また、東海4県の福利厚生実施団体や全国の福利厚生実施団体が加盟する「(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(厚生労働省所管)」と協働し、広域的な事業の展開も行っています。令和7年1月からは民間福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」を導入し、全国規模の福利厚生サービスが利用できるよう事業を拡充しました。

このように共済会の福利厚生事業は、慶弔給付金まで含めた多種多様なサービスを備え、法定外福利厚生を総合的に補完できるという特長があります。

また、事業主が負担した会費は、全額損金または必要経費に算入できるなど、税制面においても有利な事業となっています。

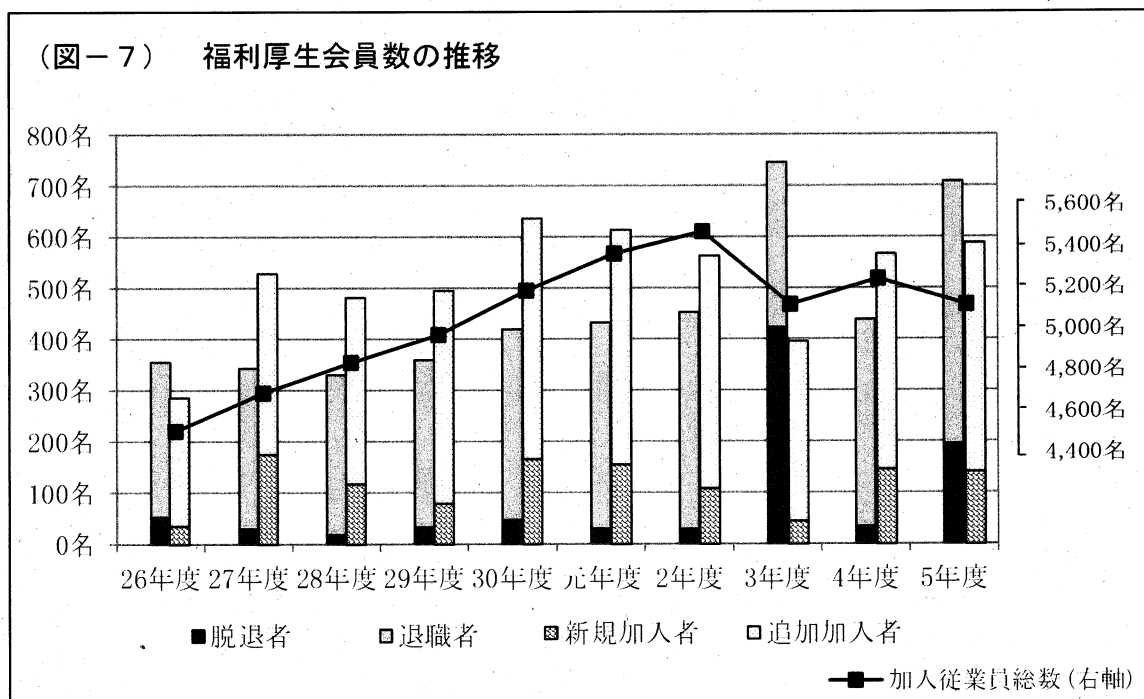
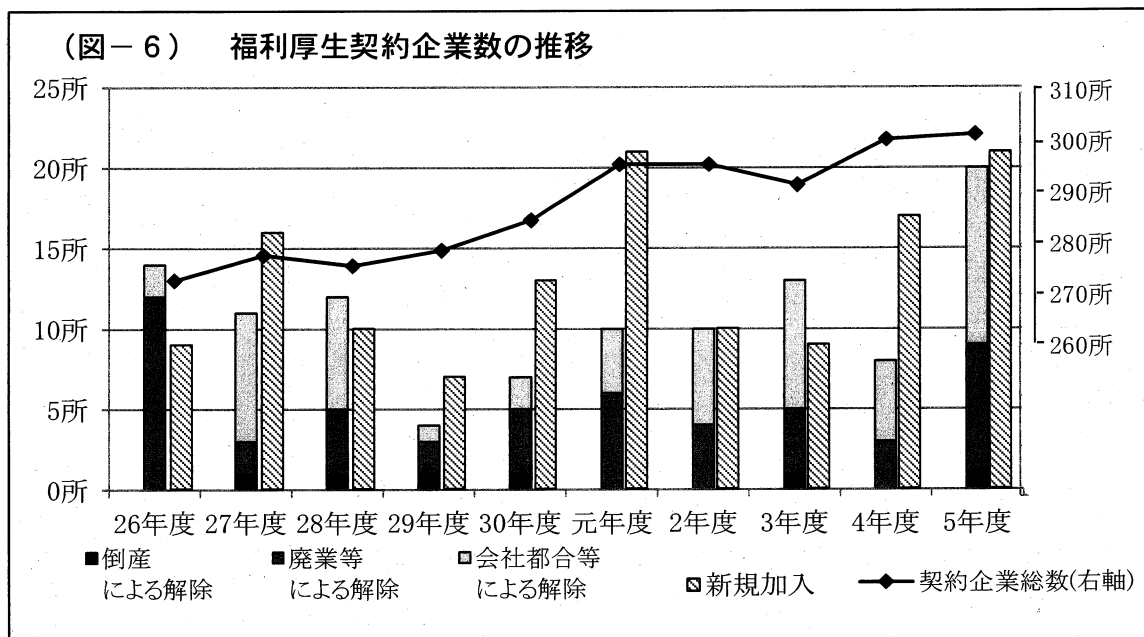
このような特長に関して、令和6年度に契約企業に対して行ったアンケート調査によると、加入していて利点とを感じる項目として、「慶弔給付金が受けられる」、「事業主が負担する会費が非課税となる」、「安価な会費」の順に高い評価をいただきました。

5 福利厚生事業の現状と課題

中小企業においては人手不足が課題となるなか、福利厚生の魅力向上は企業のイメージアップにつながり、若い世代が勤務先を選ぶ際にも、福利厚生が充実している企業が望まれる傾向が見受けられます。契約企業へのアンケートにおいても福利厚生制度に期待する役割として最も多い回答が「従業員の募集時に有利な条件が提示できること」となっており、共済会の実施する福利厚生事業が中小企業の人手不足解消の一助として期待されています。

加入状況の推移をみますと、契約企業数及び会員数のいずれも増加傾向で推移していましたが、契約企業数については、令和2年度・3年度のコロナ禍の影響を受け、新規契約企業数が伸び悩み減少しました。これにより会員数についても減少していますが、その他の要因としては、市内の福利厚生サービスを中心とする共済会

の制度では地域格差が生じるとして大口企業が脱会したこともあげられます。しかし、その後は契約企業数、会員数ともに増加に転じ、契約企業数については順調に増加し続けており、会員数についてもコロナ禍以前の状態に回復してきています。
(図－6・7)

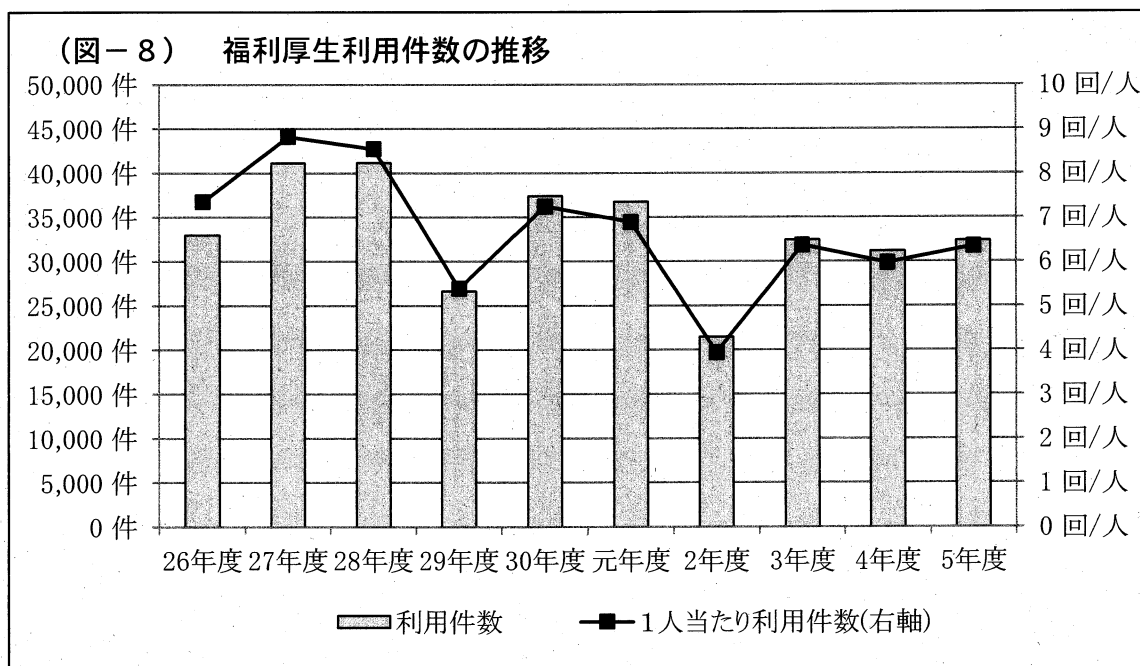


福利厚生事業の利用件数の推移をみますと、コロナ禍による社会経済活動の停滞により実施事業が大きく制限されたことなどにより、利用件数は令和2年度に大幅に落ち込みました。しかし、コロナ禍の収束後は、実施できる事業も増え利用件数は回復傾向にあります。(図-8)

令和7年1月にはベネフィット・ステーションを導入し、当地域の会員のみならず全国の会員が利用できるよう福利厚生サービスの拡充を行いました。今後も、会員のニーズに沿ったより魅力ある事業の展開を行っていきます。

共済会が実施する福利厚生事業について、毎年実施している会員アンケートでは、常に90%以上の会員の方から、加入していることに「満足している」と回答をいただいています(令和6年度:92.4%)。

共済会におきましては、福利厚生事業全体のDXによる業務改革を早急に推し進め、事業主や会員の利便性やサービスの向上に努め、この高い会員満足度を維持していくよう努めます。



IV 経営戦略（令和7年度～令和11年度）

1 経営（取組み）方針

共済会の実施する「退職金共済事業」及び「福利厚生事業」を安定的に継続して実施していくことが、名古屋市の中小企業振興のための施策の一つである「従業員対策」として重要であるとの認識に立ち、加入者の確保等に努めるとともに、既加入者に対しそれぞれの事業の役割や効果について周知を図り、事業への加入効果を高めるよう努めます。

2 経営（取組み）目標

前計画期間中（令和2年度～令和6年度）に発生したコロナ禍の影響を勘案し、この目標達成状況を踏まえ、本計画（令和7年度～令和11年度）における経営（取組み）方針に沿って、次のように経営（取組み）目標を定めます。

（1）退職金共済事業の年間掛金額の維持及び新規加入の促進

退職金共済事業について、前計画においては事業規模の維持のため、成果指標についてもその「維持」を目標として掲げてきましたが、労働人口の減少や事業の効率化などから今後も退職者に対する新規採用者の補充人数は、退職人数を下回ることが予想され、さらに倒産や廃業等も一定数見込まれることから、契約企業数、加入従業員数ともに減少傾向が続くと予測されます。

従って、年間掛金額については、本計画においても、令和6年度末に見込まれる年間掛金額をもとに、毎年度23億円以上を維持することを目標とし、経営の安定に努めます。

また、新規加入事業所については、前計画期間の5年間に於いて230社余の加入実績が見込まれることから、本計画においては令和11年度までの5年間で新規加入事業所数240社を目標とし、退職金制度を持っていない中小企業に対して制度の普及を図るなど加入促進に努めます。

〈成果指標〉

① 退職金共済事業の年間掛金額の維持

年間掛金額の目標 23億円以上〈毎年度〉

② 退職金共済事業への新規加入の促進

新規加入社数の目標 240社以上〈5年間合計〉

(参考)

①退職金共済事業の年間掛金額等の推移

年 度	4 年度	5 年度	6 年度（見込み）
年間掛金額	22 億 8, 137 万円	22 億 9, 259 万円	22 億 9, 912 万円
年度末被共済者数	20, 674 人	20, 621 人	20, 544 人
1 人あたり掛金月額	9, 117 円/人	9, 142 円/人	9, 214 円/人

②退職金共済事業の加入社数の推移

年 度	4 年度	5 年度	6 年度（見込み）
新規加入社数	52 社	53 社	48 社
解除社数	77 社	71 社	55 社
年度末事業所数	1, 963 社	1, 945 社	1, 938 社

〈具体的な取組〉

①退職金共済事業の年間掛金額の維持

- ・契約者に対して行ったアンケートでは、「掛金変更を行っていない」とした回答が 3 割弱あったことなどから、事業主へ掛金額や退職準備金額などを通知する機会を捉え、賃金の上昇に合わせた掛金の増額を促します。
- ・新しく導入する共済事業総合管理システムでは、契約者が、従業員の加入状況やそれぞれの現在掛金額を随時オンラインで確認できるものとし、従業員の加入漏れや掛金変更漏れの防止に繋がります。
- ・新規加入企業に対して、加入後遅滞なく、制度や手続きに関する疑問点の聞き取りを行うなどアフターフォローを行い、追加加入や掛金の増額を促します。

②退職金共済事業への新規加入の促進

- ・市内全域の未加入中小企業に対し、年間 2 万件以上のダイレクトメールを継続して送付します。また、関心を示した企業に対しては、加入促進員が直接訪問するなど時宜を得た勧誘活動を行っていきます。
- ・勧誘チラシを定期的に作成し、業界団体などの会報誌への同梱や、多くの中小企業者が参加するイベントやセミナー等へ配布を依頼するなど、本事業の認知度の向上を図ります。
- ・ウェブサイトを更新し、加入のメリットをよりわかりやすく紹介するなど情報発信力を強化します。また、資料請求や質問にもより迅速に対応することなどで、新規加入の促進を図ります。

(2) 福利厚生事業の会員数の増加及び加入満足度の維持

前計画策定時において、漸増傾向にあった会員数は、令和元年度末に 5,339 人まで増加したものの、令和 2 年度の計画期間当初からコロナ禍の影響を直接的・間接的に受け、減少に転じました。しかしながら、コロナ禍の収束後は漸増傾向に戻り、令和 6 年度末の会員数は、5,300 人余となることが見込まれます。また、人手不足が続くなか、求職者の就職先企業の選択に際しては福利厚生制度の充実への関心が高まっている状況にあります。共済会としては、経営の安定化を図るため、引き続き会員数を増加させ、スケールメリットを活かしていく必要があります。

そこで、会員数については、前計画期間と同様の増加率を用いて目標値を令和 11 年度末までに 6,000 人と設定します。

加入満足度の維持のために、事業の利用促進を図るとともに、会員の高い満足度の維持に努めます。

事業の利用促進については、会員のニーズを把握しながら魅力ある事業の展開に努め、利用件数の増加を図ります。なお、本計画の成果指標としては、全体の利用件数から慶弔給付の件数を除くなど、利用実績のデータを基に実施事業のスクラップ&ビルドが容易にできるよう集計方法を変更し、5 年間で合計 130,000 件の利用件数を目標値とします。

また、令和 7 年 1 月から導入したベネフィット・ステーションへのアカウント登録の促進を図るため、既に同サービスを導入している他都市の状況を参考として、その目標値を令和 11 年度末までに登録率 30%以上と設定します。

加入満足度については、継続して会員から高評価が得られることを目標として、90%以上を毎年度達成することを成果指標としました。

〈成果指標〉

- | | | |
|----------------------|------------|-----------|
| ① 福利厚生事業の会員数の増 | | |
| 会員数の目標 | 6,000人以上 | 〈令和11年度末〉 |
| ② 福利厚生事業の利用促進 | | |
| 利用件数の目標 | 130,000件以上 | 〈5年間合計〉 |
| ベネフィット・ステーション登録率の目標 | 30%以上 | 〈令和11年度末〉 |
| ③ 福利厚生事業の会員の加入満足度の維持 | | |
| 加入満足度 | 90%以上 | 〈毎年度〉 |

(参考)

①福利厚生事業の会員数の推移

年 度	4 年度	5 年度	6 年度 (見込み)
年度末会員数	5, 219 人	5, 095 人	5, 330 人

②福利厚生事業の利用件数の推移

年 度	4 年度	5 年度	6 年度 (見込み)
利用件数	32, 443 件 (20, 764 件)	31, 180 件 (23, 757 件)	33, 747 件 (24, 947 件)

() 内は集計方法変更後の利用件数

③福利厚生事業の会員の加入満足度

年 度	4 年度	5 年度	6 年度
加入満足度	96. 6%	96. 3%	92. 5%

〈具体的な取組〉

① 福利厚生事業の会員数の増

- ・退職金共済事業と同様に、市内全域の未加入中小企業に対し、年間2万件以上のダイレクトメールを継続して送付します。また、加入促進員による直接訪問など時宜を得た勧誘活動を実施するほか、定期的に勧誘チラシを作成・配布するなど、新規加入の促進を図ります。
- ・ウェブサイトを更新し、加入のメリットをよりわかりやすく紹介するなど情報発信力を強化します。
- ・人手不足が続く中、契約者に対して、本事業は従業員の募集や定着に有効であるとの趣旨や、本事業の会員には、正規の従業員のみならず、役員やパート等の非正規の従業員も加入できることなどを積極的に発信し、加入対象者の拡大を促します。
- ・加入手続きや会員管理、給付申請などがオンライン上で簡便に行うことができる共済事業総合管理システムを新たに導入し、中小企業の福利厚生業務の負担軽減を図り、新規加入の促進に繋がります。

② 福利厚生事業の利用促進

- ・東海4県で同様の事業を実施している25団体と引続き連携・協力し、スケールメリットを活かした共同事業やサービスの充実に取組みます。
- ・共済事業総合管理システムを新たに導入し、会員がオンラインでいつでも、チケットの購入や利用申込みができ、マイページで履歴の管理もできるなど、利用環境を改善し利便性の向上を図ります。また、スマートフォンで表示できる電子会員証を発行します。
- ・会員・事業主・共済会が、共済事業総合管理システムを活用して、利用状況などの情報を共有することにより、より効果的な事業の実施に努めます。
- ・会員等に対して効果的で即時性のある情報を提供するため、プッシュ通知ができるSNS等のツールを活用し、情報発信力の強化を図ります。
- ・全国の福利厚生サービスが利用できるベネフィット・ステーションの利点を活かして、当地域のみならず地域外の会員の登録・利用を増やすため、登録促進キャンペーンを行うとともに、ウェブサイトや会報誌等で登録方法、サービス内容やその利用方法等の周知に努めます。

③ 福利厚生事業の会員加入満足度の維持

- ・加入満足度を測るため毎年会員アンケート調査を実施し、会員のニーズに沿った実施事業の見直しを行い、魅力的な事業展開となるよう努めます。

(3) DXによる業務改革とサービス・認知度の向上

近年、多くの分野においてオンライン申請を始めとしたデジタル化が進むなか、共済会においても、令和7年度に事業を一元管理するクラウドベースの「共済事業総合管理システム」を導入し、その円滑な運用を図ります。現行の紙ベースの事業モデルを変革し、会員・事業主・共済会が同一のシステムでつながるというDXによる業務改革を、利用者の視点に立って進めていきます。人為的なミスや事務の遅延をなくし、コストを削減して、効率的な事業運営を行い、サービスの向上に努めます。

現行のウェブサイトのリニューアルして、新規加入事業所の募集と既加入事業所の閲覧ページを目的別に明確に分離し、より見やすく分かりやすい内容となるよう再構築し、加入促進につなげるとともに、当団体や事業の認知度の向上に努めます。

また引き続き、各種PR媒体による情報提供と広報活動を名古屋市はじめ関係団体と連携しながら実施していきます。

〈成果指標〉

- | | |
|--------------------------|----------|
| ① 共済事業総合管理システムの導入及び円滑な運用 | |
| 共済事業を一元管理する総合システムの導入 | 〈令和7年度〉 |
| 同システムの円滑な運用 | 〈令和8年度〜〉 |
| ② ウェブサイトのリニューアル | |
| ウェブサイトのリニューアル・運用 | 〈令和8年度〜〉 |

〈具体的な取組〉

- ① 共済事業総合管理システムの導入及び円滑な運用
 - ・退職金共済事業では契約者・共済会の2者間、福利厚生事業ではそれに会員を含めた3者間で、申請、承認、情報提供などのすべての業務をオンライン上で完結できる共済事業総合管理システムを導入し、双方向性や即時性を確保します。
 - また、デジタル管理を活かしたデータ分析などを行い業務効率の向上を図るとともに、ペーパーレス化による経費の削減を図ります。
 - ・システムのデータは、高いセキュリティを確保したクラウド上で管理します。
 - ・システムの導入に向けて、両事業の契約者に対する周知の機会を設けるなどスムーズな移行に努めます。
 - ・システムの稼働後は、円滑な運用に努めるとともに、利用方法等について丁寧な説明を継続して行います。
- ② ウェブサイトのリニューアル
 - ・閲覧者の目的に応じて、未加入者と既加入者とを区別し、利用者の視点に立った使いやすいウェブサイトとなるよう再構築を行います。
 - ・未加入事業所に対しては、加入のメリットなどを中心にわかりやすく掲載し、加入促進につながるサイトの運営に努めます。
 - ・既加入事業所に対しては、共済事業総合システムと有機的に連携し、有効に活用できるようなサイトの運営となるよう努めます。

(4) 職員の能力向上と業務の効率化

社会情勢の変化に留意しながら職務に必要な情報の収集や知識の向上に努め、自ら考え自ら行動できるよう一人ひとりの職員の能力向上を図り、人材力及び現場力を高めます。

また、令和7年4月から始まる公益法人制度改革への対応や、共済事業総合管理システムの導入など新たな業務に取り組むことができるよう、職員の意識改革を促し、モチベーションを高めていきます。

共済会組織全体で、コミュニケーションを円滑にし、職員のモラルアップを図り、業務効率の向上に努めます。

〈具体的な取組〉

- ・公益法人制度改革に的確に対応するため、必要な情報を遅滞なく収集し、オンライン講座なども活用して各種セミナーに積極的に参加します。
- ・少人数職場において、個々の職員が問題意識をもって課題に取り組むよう促すとともに、ジョブローテーションを行い担当業務が属人化されないよう配慮し、安定的に事業の執行ができる職員体制を整え業務の効率化に努めます。
- ・定期的な職員全体会議等を実施し、常に情報共有を行い、風通しの良い組織風土を目指します。
- ・I T関連のセミナーへの参加や必要な資格取得への支援を行うなど、今後ますます進展するD X改革に対応できるI T人材の育成に努めます。

V 進捗管理

経営（取組み）目標を着実に達成していくため、毎年度、個々の取組みや成果指標の達成状況を確認するとともに、外部環境に変化等があった場合は、適時、成果指標等の見直しについても議論し適切に対応するなど、マネジメントシステムのP（計画の策定）、D（計画の実行）、C（計画の点検・評価）、A（計画の見直し）のサイクルを念頭に、柔軟かつ適切な進捗管理を行っていきます。

また、名古屋市所管局と連絡を密にし、情報や課題等を共有し必要な助言を受けるとともに、理事会等においても計画の進捗状況や達成状況を報告してまいります。

公益財団法人名古屋市中小企業共済会

令和6年7月1日現在

設立年月日		昭和50年9月29日		代表者氏名		理事長 柵木 由美					
所在地		名古屋市千種区吹上二丁目6番3号				電話番号 052-735-2131					
ホームページアドレス		https://www.nagoya-kyosai.jp/									
資本金・基本金		120,000千円		市出資・出捐金		120,000千円		(100.0%)			
所管部局		経済局産業労働部中小企業振興課				電話番号 052-735-2100					
設立目的		市内に主たる事業所を有する中小企業者による退職金共済制度及び福利厚生制度を確立し、もって中小企業従業員の福祉の増進と企業の振興に寄与する。									
主な事業	事業名		令和5年度 事業費		事業の概要						
	退職金共済事業		2,560,814千円		市内中小企業従業員の退職金共済事業						
	福利厚生事業（慶弔金給付事業を除く）		44,353千円		市内中小企業従業員等の福利厚生事業						
	慶弔金給付事業		19,053千円		市内中小企業従業員等の慶弔金給付事業						
役員数			常				勤		非 常 勤		
	役 員 数		2人（うち市派遣）		0人（うち市OB）		1人		10人		
	職 員 数		4人（うち市派遣）		0人（うち市OB）		1人		2人		
常勤役員平均報酬 （市派遣職員を除く）		6,600千円		正規職員平均給与 （市派遣職員、臨時職員、嘱託職員等除く）		6,718千円		正規職員 平均年齢 （市派遣職員除く）		45.4歳	
市からの財政支出			令和3年度		令和4年度		令和5年度				
	委託料		0千円		0千円		0千円				
	内 随意契約金額		(0千円)		(0千円)		(0千円)				
	補助金		69,183千円		69,661千円		69,661千円				
	指定管理料		0千円		0千円		0千円				
損益計算書	貸付金 （年度末残高）		0億円		0億円		0億円				
	経常収益		2,748,684千円		2,675,540千円		2,656,956千円				
	経常費用		2,749,799千円		2,678,841千円		2,653,944千円				
	経常利益（損失）		▲ 1,115千円		▲ 3,301千円		3,012千円				
	当期利益（損失）		▲ 1,115千円		▲ 3,301千円		3,012千円				
貸借対照表	総資産		28,498,793千円		28,563,735千円		28,574,299千円				
	内 流動資産		(227,756千円)		(205,698千円)		(277,119千円)				
	内 固定資産等		(28,271,037千円)		(28,358,037千円)		(28,297,180千円)				
	総負債		28,334,372千円		28,402,616千円		28,410,167千円				
	内 流動負債		(190,751千円)		(170,209千円)		(237,638千円)				
	内 固定負債等		(28,143,621千円)		(28,232,407千円)		(28,172,529千円)				
純資産（正味財産）		164,421千円		161,120千円		164,132千円					